

社会福祉法人優愛会 評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人優愛会の法人業務に伴う評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償について定める。

(業務の種類)

第2条 報酬及び費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員会への出席
- (2) 理事会への出席
- (3) 監事による定期または臨時監査
- (4) 行政機関による監査の立会
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬及び費用弁償)

第3条 前条の(1)から(4)の業務の場合は、報酬及び費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

区分	1日あたりの額
住所地が大崎市内にある者	5,000円
その他の者	8,000円

2 その他の実費精算としての費用弁償は行わない。

(出張旅費)

第4条 第2条の(4)において、役員及び法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅費	宿泊費(日額)	報酬(日額)	その他
実費	25,000円以下の実費	5,000円	実費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年5月18日から施行する。